

輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

- 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

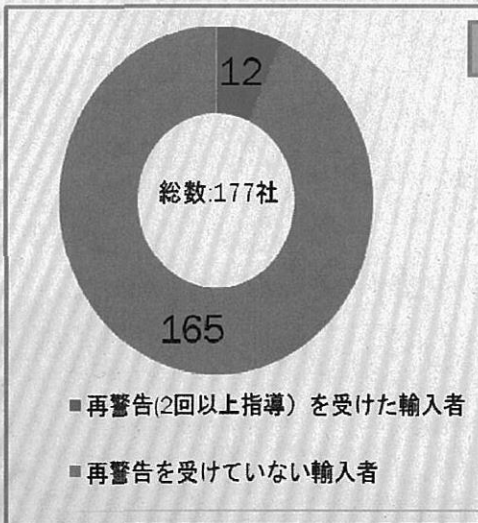
- すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上であった場合、処分の適用を検討する
- 処分適用の全段として、該当する輸入者に対して、食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、法第55条第2項に基づく営業の禁停止処分を講じる

(指導実績)

平成20年：30社、平成21年：36社、平成22年：41社

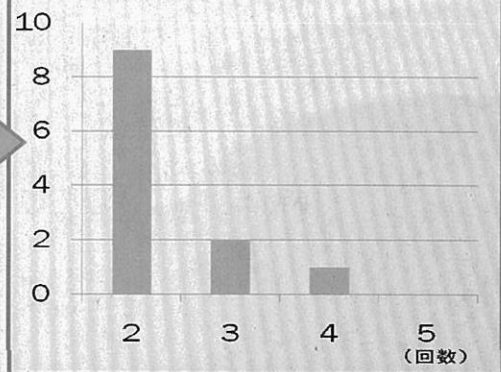
食品衛生法違反を繰り返す輸入者に対する輸入者指導

営業の禁停止発動検討輸入者数



※集計期間：H18.1～H22.9

再警告を受けた輸入者数(12社)



輸入者12社における違反内容

